

事業主 殿

主催：一般社団法人 大田労働基準協会〔幹事〕  
(東京労働局長登録安第 136 号)

協賛：一般社団法人 三田・品川労働基準協会  
渋谷労働基準協会

フォークリフト運転技能講習のご案内  
(フォークリフト運転経験のない方の 31 時間コース)

さて、労働安全衛生法第 61 条（就業制限）、同施行令第 20 条第 11 号、労働安全衛生規則第 41 条に基づき、最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務に就くものは、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければその運転業務に就くことが出来ないことになっております。

このたび普通自動車運転免許証を所持している方を対象とした、フォークリフト運転技能講習会を下記の通り開催することと致しましたので、この機会に適任者の受講方について格別のご配慮を賜りますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程 学科（1 日）：平成 25 年 9 月 4 日（水）  
実技（3 日間）：平成 25 年 9 月 8 日（日）、15 日（日）、16 日（月）
2. 時 間 学科：午前 9 時～午後 6 時<試験含む>（9 月 4 日）  
実技：午前 8 時～午後 5 時（9 月 8・15 日 各日）  
午前 8 時～午後 5 時<講習終了後実技試験あり>（9 月 16 日）
3. 会 場 学科：大田労働基準協会 4 F 会議室 大田区蒲田 5-40-1  
実技：榊桂川精螺製作所 大田区矢口 3-24-1
4. 受講料 35,000 円 テキスト代 1,575 円（どちらも消費税込み）  
（但し、上記 4 労働基準協会の会員のテキスト代は協会が助成します。）
5. 定 員 30 名（1 班 10 名 3 班を予定）  
\*定員になり次第締め切らせていただきます。
6. 申込み 裏面申込書に必要事項を記入し、FAX（03-3738-0128）にてお申し込みください。お申し込み後 1 週間以内に下記の方法で受講料をお支払いください。  
入金確認出来次第、受講番号を記したカリキュラムを FAX いたします。  
①下記(\*)を添えて、大田協会事務局まで直接持参する。  
②下記(\*)を添えて、大田協会宛て現金書留にて郵送する。  
\*FAX した申込書に受講料（テキスト代含む）、写真（縦 3.5 cm × 横 2.4 cm）2 枚（貼付含め 3 枚）  
受講票・テキスト等は初日の学科にてお渡しいたします。
7. 受講資格 満 18 歳以上の方で普通自動車免許以上の運転免許を有する方
8. その他 一旦受領しました受講料は返還できませんので予めご承知おきください。受講者の変更については、講習前日までに必ずお申し出下さい。